

「WE LOVE とよた」条例



私たちのまち、多様な魅力にあふれたまちです。

それは、豊かな自然とその恵み、栄えある歴史と受け継がれてきた伝統、世界に誇るものづくりの技術や技能、盛んな芸術やスポーツ、市民の活発な活動、多くの人々を受け入れ認め合う風土、都市部と山村部の共存と交流などです。

私たちは、その魅力に改めて気づき、共に絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたまちを次の世代に引き継いでいきたいと願っています。そして、人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し分かち合うことで、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指していきます。

私たちは、こうしたことを「WE LOVE とよた」の取組とし、持続可能なまちを実現するために、このまちに関わる全ての人々と共に推進していくことを決意し、この条例を制定します。

（基本理念）

第1条 私たちは、次に掲げる事項を「WE LOVE とよた」の取組の基本とし、自らの意思で行動していきます。

- (1) 互いを尊重しながら、とよたの魅力を自由に楽しみます。
- (2) とよたの魅力を周りの人々に伝え、共に楽しみます。
- (3) 互いに協力しながら、とよたをもっと楽しくします。

（行動計画）

第2条 私たちは、「WE LOVE とよた」の取組を推進していくために、次に掲げる事項について行動計画を作ります。

- (1) とよたの魅力を知り、これを暮らしに取り入れ、発信し、高めていくこと。
- (2) 「WE LOVE とよた」の取組への理解と共感の輪を広げていくこと。

■附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

（条例の見直し）

- 2 私たちは、第8次豊田市総合計画の実践計画の期間を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。